

第92回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年11月19日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年11月19日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成30年11月19日(月)午後3時29分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター4階中会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席15名 欠席2名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長 森本 章男	参事監 箕浦 勝宏
	参事監 真田 明彦	農地担当課長 佐藤 孝司
	担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
	副主査 柴田 美佳	副主査 日野 一俊

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
 (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

- (3) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (4) 農地改良届について
- (5) 転用事業計画変更承認届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

7番：河田 敬司 13番：小林 弘幸

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第92回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。7番 河田 敬司委員、13番 小林 弘幸委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

10月の諮問案件について報告します。南区西高崎の農地改良の4条申請は、10月29日の岡山県農業会議に諮問した結果、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は野田4丁目に居住していますが、牟佐の畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。なお、同時に6番で、加茂の田に使用貸借権を設定しようとしています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、北・吉備地区の案件と併せて許可になると下限面積20アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は津高に居住し、約16アールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により父の所有する富原の畑に使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、許可後、下限面積20アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は芳賀に居住し、約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は大窪に居住し、約37アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大窪の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から4番の4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番は、取り下げになっています。

6番、受人は野田4丁目に居住していますが、加茂の田に使用貸借権を設定し、新規に就農しようとするものです。なお、この案件と同時に申請されていますが、1ページ1番、中・中央地区の案件で牟佐の畑を所有権移転しようとしています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、中・中央地区の案件と併せて許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は西花尻に居住し、世帯で約35アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により西花尻の田及び畑、川入の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は首部に居住し、約58アールの農地を耕作する農業者ですが、競公売により落札した撫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、5番から8番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、5番は取り下げ、その他の3件については、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 1ページ9番、受人は御津伊田に居住し、約43アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津伊田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、11番は、同時申請ですので併せて説明いたします。

10番、受人は、厚生町三丁目に居住し、約16アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町土師方の田に使用貸借権を設定しようとするものです。

11番、10番と同じ受人が、増反により建部町土師方の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、9番から11番の3件について協議したところ、

事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 2 ページ 1 2 番、受人は福田に居住していますが、新規農により東畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 5 0 アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 3 番、受人は平成 3 0 年 1 0 月 1 1 日に設立され、浦安本町に本店を置く農地所有適格法人で、新規農により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 5 0 アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番、受人は彦崎に居住し、世帯で約 1 . 1 ヘクタールの農地を耕作する農業者です。受人と渡人は親子であり、経営移譲により彦崎の畑に使用貸借権を設定しようとするもので、期間は平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日から 5 年間です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 5 0 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で 1 2 番から 1 4 番までの 3 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区 1 番から南区

14番までの14件の内、取り下げの5番を除く13件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

(池上委員退室)

議 長 次に申請等 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3ページ1番、転用目的は、貸露天駐車場で、一時転用中です。また、平成30年2月に農振除外申出があり除外相当で協議済みの案件です。申請地は、岡山済生会吉備病院の職員が利用するため、車7台分の駐車場として一時転用して使用していましたが、今後も露天駐車場として引き続き使用するため、永久転用の申請をするものです。

農地区分は、駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的と農地区分は、問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

2番、転用目的は、太陽光発電設備です。申請地は、申請人所有の農地で、東西に細長く幅4メートルほどの畑であり、南北は市道に挟まれており、南側の市道とは、約5メートル程度の高低差があります。そのため、施設南側に太陽光を遮る障害物がなく、日当たりが良く太陽光発電設備に適しているため転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津建部地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3番、4番は同じ申請人で関連がありますので、併せて説明します。

転用目的は3番が通路、4番が農業用露天駐車場です。申請人は妹尾に居住する農業者ですが、現在の進入路では農機具運搬用のトラックの出入に苦勞していること、また、農機具等の駐車場が不足しており近隣の倉庫を借りていることから、通路を整備し自宅周辺に農機具等の駐車場を集約して作業の効率化を図るため、3番を通路に、4番を農業用露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

久山委員 南区協議会で、3番から4番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)については、北・吉備地区1番から南区4番までの4件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

(池上委員入室)

議長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長

4 ページ 1 番、平成 3 0 年 5 月農振除外済の案件です。転用目的は、自己住宅です。申請人は、大元の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったこと、また、子どものかかりつけ病院に近く便利の良い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、転用目的は露天駐車場及び進入路です。申請人は、北区津高にて宗教法人を営むものですが、法人で利用していた駐車場が狭小で、また、境内地に隣接する通路も狭いことから、便利に利用を行うため、隣接する既存宅地と併せて申請地を取得し、露天駐車場及び進入路として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3 番、転用目的は分家住宅です。平成 3 0 年 2 月に農振除外申出があり除外相当で協議済みの案件です。申請人は、芳賀の実家に家族 7 人で生活していますが、子どもが増え家財道具の増加により住居が手狭となったため、実家の隣接地で両親の老後の面倒を看ることができ、また、農業の手伝いも出来るため父所有の申請地を借り受け、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 1 0 ヘクタール以上の 1 種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、父所有の土地であり他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4 番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、北区白石東新町にて自動車販売業を営む法人です。業務拡大により現行の駐車場では不足の状態となっており、また、現在、賃借している駐車場の一部を立ち退く必要があることから、代替地を探していました。そのため、事務所から近い申請地を取得し、申請地北側の既存宅地と一体利用するために露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5 番、平成 3 0 年 5 月農振除外済の案件です。転用目的は露天駐車場です。申請人は、北区菅野にて宗教法人を営むものですが、所有している駐車場が少ないため、多客時に駐車台数が不足していました。これを解消するため申請地を取得し、露天

駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、平成30年5月、農振除外済の案件です。転用目的は、自己住宅です。申請人は、中区御成町の持家に家族3人で生活していますが、進入路が狭く、また、駐車スペースがなく不便であるため、所有農地からの距離が近く通作の利便性も高い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、既存の住宅は売却処分することです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から6番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ7番、転用目的は自己住宅です。申請人は、南区洲崎2丁目のアパートに家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、実家や申請人夫婦のそれぞれの職場に近く便利の良い申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、平成30年2月に農振除外申出があり除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、南区千鳥町のアパートに居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、高齢の祖父母の日常生活の手助けや耕作の手伝いを行う上で便利になる祖父所有地である申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅で、祖父所有の土地であり他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、平成28年12月農振除外済の案件で、転用目的は敷地拡張（自己住宅）です。申請人は、申請地の隣接地に居住しており、高齢となった両親を週通いで面倒を看ています。今後、ますます必要となる介護負担を考え、自宅の隣接地である申請地にバリアフリーの設備を整えた自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は自己住宅です。申請人は、辰巳のアパートに家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く便利の良い申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は、露天資材置場、露天駐車場です。申請人は、昭和49年に設立された一般財団法人で、視覚障害者用安全装備（点字ブロック）の研究、開発等を行っています。申請人は、申請地の隣接地に露天資材置場を保有していますが、資材の保管場所や作業車駐車場が不足しており、申請地を所有権移転して露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、7番から11番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5 ページ 1 2 番、転用目的は露天展示場です。申請人は平成 4 年に設立され、御津伊田に本店を置き、自動車整備業・自動車販売業を主な事業としています。譲受人は、事業の一環として大型貨物自動車の展示・販売を計画しており、既存の事務所から近く県道の分岐点に位置し、車の往来が多い申請地を所有権移転して、露天展示場に転用しようとするものです。大型貨物自動車は、一台の大きさが全長 1 2 メートル、全幅 2. 5 メートルあり、車両の出入りや転回するためにも広い土地が必要となります。また、貨物トラックのウィング車は、荷台の左右側面を跳ね上げて荷物の積み降ろしを行う構造であり、中古車販売する際には、必ず動作稼働を行うため、車両の間隔は十分な広さが必要となります。以上の理由により、申請地は、位置、面積共に最適と考え選定したものです。

農地区分は、農地の広がり方が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、1 2 番の 1 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 5 ページ 1 3 番、平成 3 0 年 2 月に農振除外申出があり除外相当で協議済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は現在、福浜町の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く両親の面倒を看るのに都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が 1 0 ヘクタール以上の 1 種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、平成30年2月に農振除外申出があり除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、倉敷市児島田の口の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、祖父母の家の隣で耕作の支援がしやすく、将来祖父母の介護をするにも都合の良い祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、申請人は平成27年に設立され、中区藤崎に本店を置き、建設業を主な事業としていますが、現在賃借している露天資材置場は農地転用許可を受けていないことと、農用地の地区除外ができないことがわかったため、現資材置場の近くで業務に支障がない申請地を露天資材置場及び露天駐車場として転用し、資材置場を移転して現資材置場を農地に戻そうとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、平成30年2月に農振除外申出があり除外相当で協議済みの案件で、転用目的は露天駐車場敷地拡張です。申請人は昭和33年に設立され、妹尾に主たる事務所を置き、社会福祉事業を主な事業として保育園を運営していますが、職員および送迎用の駐車場が不足しているため、現露天駐車場に隣接し利便性の高い申請地を所有権移転し敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、平成30年2月に農振除外申出があり除外相当で協議済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、浦安本町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近く、妻の実家への交通アクセスも良く協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、申請人は平成13年に設立され、問屋町に本店を置き、不動産業・建設業を主な事業としていますが、現在、箕島に借りている資材置場では不足しており、将来的に返還を求められてもいるため、主な取引のある妹尾地区の現資材置場近くで業務に支障がない申請地を露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、13番から18番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区18番までの18件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等(4)農地法第18条第1項の規定に基づく申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いいたします。

奥山係長 7ページ1番、問屋町に居住している賃貸人から賃貸借解約の許可申請です。栗井の田、面積3,960㎡の内2,740㎡について、賃借人が高齢になり耕作が続けられなくなったため、解約の申し入れがありました。賃借人の相続人代表者は、解約に合意していますが、相続人全員の合意がとれないため、許可申請に至ったものです。別紙(第1号議案 申請等(4)農地法第18条第1項1番説明資料)をご覧ください。調査の結果は次のとおりで

す。

1 申請地の賃貸借契約について

戦前からの契約によるものと思われ、期間の定めのない賃貸借契約です。

2 耕作状況について

昭和61年に賃借人が亡くなった後、本年10月の刈り入れまで、賃借人の相続人 氏が耕作し、賃借料を支払っていました。

3 解約について

所有者と賃借人の相続人 氏の間では解約に合意していますが、他の相続人全員の所在等がわからなかったため、許可申請に至りました。

4 賃借人の相続人の耕作等の意思について

相続人に賃借権に係る実情調査を行った結果、全員耕作の意志はなく、解約について異議がないと判断されました。

5 解約の影響

賃借人の相続人は、いずれも耕作の意思がなく、また全員が解約について異議がないと判断され、解約による影響はないものと考えます。

よって、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当すると考えられ、解約許可が妥当と判断されます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）については、北・吉備地区1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。なお、本案件は、11月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（５）所有権の移転、申請等（６）利用権の設定を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 ８ページ１番の１件は、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。

９ページ中・中央地区１番から１３ページ南区５番までは、農地中間管理機構が貸付希望の農家から中間管理権を設定するための利用権設定です。合計面積が78,937.00㎡、新規が３２件となっています。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法１８条３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では承認意見となっています。なお、中間管理機構が中間管理権を設定して借り受けた農地については、このあと機構が担い手へ貸し付けを行うために「利用配分計画」を作成し、岡山県の認可を受けて公告後、担い手との貸し借り開始予定です。今回の計画は、１２月３１日からの貸借開始と聞いています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（５）から（６）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 １４ページ中・中央地区１番から１６ページ南区８番までの８件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれも相続による所有権取得です。あっせん希望は５番が有り、その他はすべて無しとなっています。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（７）の８件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長

報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、
１７ページ１番から８番までの８件です。

転用目的は、賃貸住宅１件、宅地造成１件、分譲住宅地１件、共同住宅３件、
露天駐車場１件、自己住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、
１８ページ１番から１９ページ１２番までの１２件です。転用目的は、自己
住宅２件、敷地拡張２件、事務所１件、露天駐車場１件、共同住宅１件、貸露
天駐車場２件、分譲住宅地１件、住宅用地１件、宅地造成１件で、専決日は備
考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、
２０ページ１番から２番の２件で、農作業場１件、農業用倉庫１件です。

次に報告（４）農地改良届は、２１ページ１番から９番までの９件で、内容
は、普通野菜畑３件、果樹園６件、です。

最後に報告（５）転用事業計画変更承認届については、２２ページ１番の１
件で、転用目的が露天駐車場から分譲住宅地に変更になります。

議 長

これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員

異議なし

議 長

以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明を
お願いします。

事務局

（１）下限面積の見直しについて

空き家に付随する農地の取得に係る下限面積緩和について、事務局
から概要及び要領案を説明

議 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問がありますか。

（各委員）

- ・足守地区で緩和できないか。地区内に４軒空き家が存在するところもある。
- ・南区にも１０７世帯の内、４～５軒空き家となっている地区がある。
- ・農家以外は、空き家に付随する農地を取得できないので空き家が売れない。
- ・御津・建部地区に導入し、モデル地区とした後に対象地域を広げるよう働きかけてはいかがか。
- ・御津・建部地区は、件数が少ないので、すぐには目に見える効果がでないかもしれない。農家以外の世帯が農村に入ってきた場合、地域に馴染めるか等その後についても心配な点が残る。定住促進の考え方に沿って、農業委員会

として仕組みを作っていくことは意義があると思う。

- ・今後、下限面積の見直しとともに考えてもらいたい。

議長 それでは原案のとおり要領を制定してよろしいか。

全員 異議なし

議長 それではそのように決定します。

事務局 引き続き農政関係の報告

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 次回総会予定（12月10日（月）市役所7階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時29分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員